

# 新型コロナウイルス感染症に関する情報

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐには、市民の皆さんの予防意識と行動が非常に重要です。

「新しい生活様式」を心がけ、一人一人が感染拡大防止に努めましょう。

また、状況は刻々と変化しています。**最新情報は、市ホームページを確認ください。**

熊本市 コロナ

検索



## 新型コロナワクチンの追加接種(3回目接種について)

2回目接種から原則として8か月経過した方へ、順次、追加接種(3回目接種)を案内していますが、以下の①～⑤の方については、2回目接種から8か月を待たずに追加接種(3回目接種)ができるようになりました。

- ・①～④については、対象となる施設へ案内を送付していますので、詳細は施設へ確認ください。
- ・⑤⑥については、対象者の方へ順次、接種券を発送します。お手元に届くまで、しばらくお待ちください。

対象者	追加接種ができる時期
① 医療従事者	2回目接種から <b>6か月</b> 経過後
② 高齢者施設等の入所者・従事者	
③ 通所サービス事業所の利用者・従事者	
④ 病院または有床診療所の入院患者の方	
⑤ 65歳以上の方(令和3年度中に65歳に達する方)	2回目接種から <b>7か月</b> 経過後
⑥ ①～⑤以外の方	2回目接種から <b>8か月</b> 経過後(原則どおり)

※⑤については、2月1日以降、7か月経過後から接種できるようになります。

※1月7日現在の情報です。

### 接種券発送スケジュール

接種券発送日	予約受付日	対象者(2回目接種日が以下の方)	
		65歳以上の方	64歳以下の方
発送済み	令和4年 1月22日(土)～ 令和4年 1月29日(土)～	～令和3年6月13日	～令和3年6月13日
令和4年 1月26日(水)	令和4年 2月5日(土)～	令和3年6月14日～ 6月27日	令和3年6月14日～ 6月20日
令和4年 2月2日(水)	令和4年 2月12日(土)～	令和3年6月28日～ 7月20日	令和3年6月21日～ 6月27日
令和4年 2月9日(水)	令和4年 2月19日(土)～	令和3年7月21日～ 7月27日	令和3年6月28日～ 7月6日
		令和3年7月28日～ 7月31日	令和3年7月7日～ 7月13日

その他、予約受付スケジュール等詳しくは、市ホームページへ。

熊本市 追加接種

検索



### ワクチン接種は任意です

ワクチン接種は強制ではありません。1・2回目接種を受けても、追加接種は受けないという選択も可能です。

効果と副反応の双方について、正しい情報を確認の上、各自で判断いただきますよう、お願いします。**接種されない方への差別や偏見はやめましょう。**

## 予約サポートセンターを開設します！

インターネットを利用できない方などの「予約手続き」をスタッフがお手伝いします(来場予約不要)。

### 予約サポートセンター開設日

予約開始日	サポートセンター開設日	3回目接種時期
1月22日(土)	1月22日(土)・1月23日(日)	2月1日(火)以降
1月29日(土)	1月29日(土)・1月30日(日)	2月7日(月)以降
2月5日(土)	2月5日(土)・2月6日(日)	2月14日(月)以降
2月12日(土)	2月12日(土)・2月13日(日)	2月21日(月)以降
2月19日(土)	2月19日(土)・2月20日(日)	2月28日(月)以降

開設時間:午前8時半～午後4時

### 「予約サポートセンター」各区会場一覧

区	施設名	区	施設名
中央区	大江公民館	南区	アスパル富合
	五福公民館		飽田公民館
東区	託麻公民館		天明公民館
	秋津公民館		幸田公民館
	東部公民館		南部公民館
西区	西部公民館	北区	火の君文化センター
	河内公民館		植木文化センター
	芳野分室		北部公民館
	花園公民館		清水公民館
			龍田公民館

接種券を忘れずにお持ちください！

## 予約方法

インターネット予約がおすすめ！

※予約開始日は午前8時半からスタート

予約期間中は24時間いつでも予約可能！

(システムメンテナンス期間を除く)

熊本市 ワクチン予約システム

検索



予約専用フリーダイヤル

☎0120-096-885

受付時間/午前8時半～午後7時  
(土日祝日も開設)

## 臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方々の生活を支援するため、臨時特別給付金を支給します。

### 住民税非課税世帯等臨時特別給付金

#### ■支給対象世帯

- ① 基準日(令和3年12月10日)において、世帯全員の令和3年度の市町村民税均等割が非課税である世帯
  - ② ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)
- ※ ①および②のいずれも、市町村民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く

■支給額 1世帯当たり10万円

#### ■申請方法等

※本市が課税状況・口座等を把握できる対象世帯には申請書等を送付します。その他、家計急変世帯等の申請が必要な方の申請方法等の詳細については、準備ができ次第ホームページ等でお知らせします。

### 子育て世帯臨時特別給付金

申請は  
お早めに！

#### ■支給対象者

・18歳以下の児童を養育している方(児童手当支給要件の該当者)※児童の範囲:平成15年4月2日～令和4年3月31日に生まれた児童

■支給額 対象児童1人につき10万円

※新生児については、速やかに出生届の届け出および児童手当の申請を行ってください。確認でき次第、当該給付金の通知または申請書を送付します。

※このほか、対象児童の住民票が本市にな  
い場合は、申請が必要です。

詳しくは、市ホームページへ。



問い合わせ

熊本市臨時特別給付金コールセンター  
内閣府コールセンター

☎096-355-8866

午前9時～午後5時(土日祝除く)

☎0120-526-145

午前9時～午後8時(土日祝含む)